

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

改正後	現 行
1 (略)	1 (略)
<p>2 対象物質 (CAS 登録番号)</p> <p>この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、2-アミノ-4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1-クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサン (123-91-1)、1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジクロロプロパン (78-87-5)、<u>ジクロロメタン (75-09-2)</u>、<u>N, N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)</u>、<u>N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)</u>、テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-トリクロロエタン (71-55-6)、ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、パラ-ジクロロベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、パラ-ニトロクロロベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 ほか)、1-ブロモ-3-クロロプロパン (109-70-6) 並びに1-ブロモブタン (109-65-9) をいう。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>2 対象物質 (CAS 登録番号)</p> <p>この指針において、対象物質 (CAS 登録番号) は、2-アミノ-4-クロロフェノール (95-85-2)、アントラセン (120-12-7)、2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、塩化アリル (107-05-1)、オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5 ほか)、キノリン及びその塩 (91-22-5 ほか)、1-クロロ-2-ニトロベンゼン (88-73-3)、クロロホルム (67-66-3)、酢酸ビニル (108-05-4)、四塩化炭素 (56-23-5)、1, 4-ジオキサン (123-91-1)、1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) (107-06-2)、1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、1, 2-ジクロロプロパン (78-87-5)、<u>ジクロロメタン (75-09-2)</u>、<u>N, N-ジメチルホルムアミド (68-12-2)</u>、テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン) (127-18-4)、1, 1, 1-トリクロロエタン (71-55-6)、ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、パラ-ジクロロベンゼン (106-46-7)、パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、パラ-ニトロクロロベンゼン (100-00-5)、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水和物 (302-01-2、7803-57-8 ほか)、ビフェニル (92-52-4)、2-ブテナール (123-73-9、4170-30-3 ほか)、1-ブロモ-3-クロロプロパン (109-70-6) 並びに1-ブロモブタン (109-65-9) をいう。</p> <p>(以下 略)</p>

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

<p>3 対象物質へのばく露を低減するための措置について</p> <p>(1) クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、N, N-ジメチルホルムアミド、テトラクロルエチレン及び1, 1, 1-トリクロロエタン（以下「クロロホルム」という。）又はこれらをその重量の5パーセントを超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第1項第6号に規定する<u>有機溶剤業務</u>（以下「<u>クロロホルム有機溶剤業務</u>」という。）については、労働者のクロロホルムへのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に有機則において定める措置のほか、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～エ（略）</p>	<p>3 対象物質へのばく露を低減するための措置について</p> <p>(1) クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、N, N-ジメチルホルムアミド、テトラクロルエチレン及び1, 1, 1-トリクロロエタン（以下「クロロホルム」という。）又はこれらをその重量の5パーセントを超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第1項第6号に規定する<u>有機溶剤業務</u>については、労働者のクロロホルムへのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に有機則において定める措置のほか、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～エ（略）</p>
<p>(2) パラーニトロクロルベンゼン又はパラーニトロクロルベンゼンをその重量の5パーセントを超えて含有するもの（以下「パラーニトロクロルベンゼン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（以下「<u>パラーニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務</u>」という。）については、労働者のパラーニトロクロルベンゼンへのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）において定める措置のほか、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～エ（略）</p>	<p>(2) パラーニトロクロルベンゼン又はパラーニトロクロルベンゼンをその重量の5パーセントを超えて含有するもの（以下「パラーニトロクロルベンゼン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務については、労働者のパラーニトロクロルベンゼンへのばく露の低減を図るため、設備の密閉化、局所排気装置の設置等既に特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）において定める措置のほか、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～エ（略）</p>

労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

<p><u>(3) 1, 2-ジクロロプロパン又は1, 2-ジクロロプロパンをその重量の1パーセントを超えて含有するもの(以下「1, 2-ジクロロプロパン等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等(屋内作業場及び有機則第1条第2項各号に掲げる場所をいう。)において行う1, 2-ジクロロプロパン等を用いた洗浄又は払拭の業務(4(2)及び5(1)において「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。)以外の業務については、労働者の1, 2-ジクロロプロパンへのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。</u></p> <p><u>ア 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(ア) 作業環境管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>① 使用条件等の変更</u><u>② 作業工程の改善</u><u>③ 設備の密閉化</u><u>④ 局所排気装置等の設置</u> <p><u>(イ) 作業管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>① 作業を指揮する者の選任</u><u>② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択</u><u>③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用</u>	<p>(新設)</p>
--	-------------

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

<p>④ 対象物質にばく露される時間の短縮</p> <p>イ <u>上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。</u></p> <p><u>(ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。</u></p> <p><u>(イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。</u></p> <p><u>(ウ) 対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。</u></p> <p>ウ <u>保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。</u></p> <p>エ <u>次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させること。</u></p> <p><u>(ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検</u></p> <p><u>(イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置</u></p> <p><u>(ウ) 保護具の使用</u></p>	
<p><u>(4) 対象物質等（1，2-ジクロロプロパン等を除く。(4)及び4(3)において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務（クロロホルム有機溶剤業務及びパラ-ニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務を除く。(4)及び4において同じ。)については、労働者の対象物質（1，2-ジクロロプロパンを除く。(4)及び4(3)において同じ。）へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。</u></p>	<p><u>(3) 対象物質等（クロロホルム等及びパラ-ニトロクロルベンゼン等を除く。以下(3)及び4において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務については、労働者の対象物質（クロロホルム及びパラ-ニトロクロルベンゼンを除く。以下(3)及び4において同じ。）へのばく露の低減を図るため、次の措置を講ずること。</u></p>

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

ア～エ (略)	ア～エ (略)
<p>4 作業環境測定について</p> <p>(1) <u>クロロホルム有機溶剤業務</u>については有機則に定めるところにより、<u>パラニトロクロルベンゼン製造・取扱い業務</u>については特化則に定めるところにより、作業環境測定及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を 30 年間保存するよう努めること。</p>	<p>4 作業環境測定について</p> <p>(1) <u>クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機則第 1 条第 1 項第 6 号に規定する有機溶剤業務</u>については有機則に定めるところにより、<u>パラニトロクロルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務</u>については特化則に定めるところにより、作業環境測定及び測定の結果の評価を行うこととするほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を 30 年間保存するよう努めること。</p>
<p>(2) <u>1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の業務</u>については、次の措置を講ずること。</p> <p>ア <u>屋内作業場について、1, 2-ジクロロプロパンの空気中における濃度を定期的に測定すること。なお、測定は作業環境測定士が実施することが望ましい。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。</u></p> <p>イ <u>作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行うこと。これらの点検結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>(新設)</p>

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針
新旧対照表

<p><u>ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を 30 年間保存するよう努めること。</u></p>	
<p><u>(3) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。</u> ア～ウ (略)</p>	<p><u>(2) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。</u> ア～ウ (略)</p>
<p>5 労働衛生教育について <u>(1) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務（1，2－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を除く。6において同じ。）に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労働衛生教育を行うこと。</u> ア～キ (略) (2) (略)</p>	<p>5 労働衛生教育について <u>(1) 対象物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労働衛生教育を行うこと。</u> ア～キ (略) (2) (略)</p>
<p>6～7 (略)</p>	<p>6～7</p>